

8 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業

区内の特定緊急輸送道路（東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例（以下「耐震化推進条例」という。）第7条で規定された緊急輸送道路のうち特に沿道建築物の耐震化を図る必要があると認めるもので知事が指定したもの。）沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、耐震化に要する費用の一部を助成します。

①特定緊急輸送道路沿道建築物の補強設計の費用助成

区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、補強設計を行う場合、費用の一部を助成します。
令和7年度内までに着手する事業が対象です。

当事業は、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

助成を受ける方は地域防災協議会への加入に努めていただきます。

既に補強設計の契約をしたもの、既に補強設計を実施したもの、この制度による助成を受けたことがあるものは申請できません。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2845、2844

●対象となる建築物

1	特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
2	耐震化指針に適合する事業であること。
3	耐震診断の結果、I s（構造耐震指標）の値が0.6未満相当であることについて、協定3団体の確認又は評価機関（P19参照）が行う評価等を受けていること。
4	耐震改修計画について、評価機関（P19参照）が行う評価等を受けるものであること。
5	建築基準法その他関係法令上、重大な違反が認められる場合は、その是正を図る設計を同時に行うものであること。

備考

- 耐震化指針とは、耐震化推進条例に定める沿道建築物の耐震化の実施についての技術的な指針をいいます。（平成23年東京都告示第713号）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物とは、東京都耐震改修促進計画において定められた建築物で、特定緊急輸送道路に接する一定高さ以上のもの（P20参照）をいう。

●申込対象

- ・対象となる建築物の所有者

(国、地方公共団体及びこれに準ずるものを除く。)

※区分所有建築物にあっては、管理組合又は集会の議決で決定された代表者

共有建築物にあっては、共有者全員によって合意された代表者

●助成内容

助成内容は次の表のとおりとする。(千円未満は切り捨て)

構造	建築物の用途	助成額
非木造	特定緊急輸送 道路沿道の建 築物	次の①から③を合計した額以内 ① 助成対象費用の1/6かつ50万円以内の額 ② ①の額に助成対象費用の1/6を加算した額 ③ 助成対象費用の1/2の額と、 ①と②の合計額の3/2とを比較して小さい方の額

備考

1 一の建築物が、構造上複数の棟に及ぶ場合は、原則として建築確認申請の取扱いに準じる。ただし、地震に対する安全性について、建築確認上、一の建築物の単位で判断することが適当でない等、特段の事由がある場合は、構造上の棟を単位とすることができる。

2 助成対象費用は、受託した業者の見積額と床面積1,000㎡以内の部分は5,000円/㎡以内、1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は3,500円/㎡以内、2,000㎡を超える部分は2,000円/㎡以内の額を用いて算出した金額を比較して、いずれか小さい額とする。

注意事項

※助成対象費用には、評定に要する費用を含みます。振込手数料、違反の是正に係る費用等は含まれません。

※助成対象費用には、消費税相当額を含みません。ただし、消費税相当額は申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は含むことができます。

(1) 消費税法第5条第1項又は第2項に規定する納税義務者でないこと

(2) 消費税法第9条第1項本文の規定により、消費税を納める義務を免除され、かつ、同法第9条第4項の規定による届出をしていないこと

※アスベスト関連の経費は、助成の対象外です。

アスベスト対策費用助成については、下記へお問い合わせください。

環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係 (03-3578-2490)

●申請等に必要な書類や手続きの流れについては、P6～P11をご覧ください。

②特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震改修工事の費用助成

区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、耐震改修工事を行う場合、費用の一部を助成します。
令和7年度内までに補強設計に着手する建築物が対象です。

当事業は、予算措置のため、申請する予定年度の前年度7月末までに、概算の工事費、予定工期について事前申告が必要です。

また、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

助成を受ける方は地域防災協議会への加入に努めていただきます。

既に耐震改修工事の契約をしたもの、既に耐震改修工事を実施したもの、この制度等による助成を受けたことがあるものは申請できません。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2845、2844

●対象となる建築物

1	特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
2	耐震化指針に適合する事業であること。
3	耐震診断の結果、I _s （構造耐震指標）の値が0.6未満相当であることについて、協定3団体の確認又は評価機関（P19参照）が行う評価等を受けていること。
4	I _s （構造耐震指標）の値が、耐震改修工事後に0.6相当以上となるよう計画され、耐震改修計画について、評価機関（P19参照）が行う評価等を受けているものであること。
5	建築基準法その他関係法令上、重大な違反が認められる場合は、その是正が同時に行われるものであること。

備考

- 耐震化指針とは、耐震化推進条例に定める沿道建築物の耐震化の実施についての技術的な指針をいいます。（平成23年東京都告示第713号）
- 特定緊急輸送道路沿道建築物とは、東京都耐震改修促進計画において定められた建築物で、特定緊急輸送道路に接する一定高さ以上のもの（P20参照）をいう。

●申込対象

・対象となる建築物の所有者

（国、地方公共団体及びこれに準ずるものを除く。）

※区分所有建築物にあっては、管理組合又は集会の議決で決定された代表者

共有建築物にあっては、共有者全員によって合意された代表者

●助成内容

助成内容は次の表のとおりとする。（千円未満は切り捨て）

※別表 1

構造	建築物の用途		助成額
非木造	特定緊急輸送道路沿道の建築物	分譲マンション	次の①から③を合計した額以内 ① 助成対象費用の $1/6$ かつ 1,750 万円以内の額 ② ①の額に助成対象費用の $1/6$ を加算した額 ③ 助成対象費用の $2/5$ の額と、①と②の合計額の $6/5$ とを比較して小さい方の額
		賃貸マンション	次の①から③を合計した額以内。 ただし、5,000 ㎡を超える部分については、「 $1/6$ 」を「 $1/12$ 」に読み替える。 ① 助成対象費用の $1/6$ かつ 1,500 万円以内の額 ② ①の額に助成対象費用の $1/6$ を加算した額 ③ 助成対象費用の $2/5$ の額と、①と②の合計額の $6/5$ とを比較して小さい方の額
		その他の建築物	次の①から③を合計した額以内。 ただし、5,000 ㎡を超える部分については、「 $1/6$ 」を「 $1/12$ 」に読み替える。 ① 助成対象費用の $1/6$ かつ 750 万円以内の額 ② ①の額に助成対象費用の $1/6$ を加算した額 ③ 助成対象費用の $2/5$ の額と、①と②の合計額の $6/5$ とを比較して小さい方の額

備考

- 1 複合用途の建築物で住宅の占める割合が過半のものについては、賃貸マンションの助成の内容を適用する（分譲マンションを除く。）。
- 2 一の建築物が、構造上複数の棟に及ぶ場合は、原則として建築確認申請の取扱いに準じる。ただし、地震に対する安全性について、建築確認上、一の建築物の単位で判断することが適当でない等、特段の事由がある場合は、構造上の棟を単位とすることができる。
- 3 助成対象費用は、受託した業者の見積額と次に掲げる単価を用いて算出した金額を比較して、いずれか小さい額とする。ただし、助成対象費用の算出については、10,000 ㎡を限度とする。

建築物の用途	Is 値 0.3 以上	Is 値 0.3 未満相当
住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満	39,900 円/㎡	39,900 円/㎡
マンションで延べ面積 1,000 ㎡以上	51,700 円/㎡	56,900 円/㎡
その他の建築物	57,000 円/㎡	62,700 円/㎡

免震工法等特殊な工法による場合で、マンションは 864,000,000 円を限度に 86,400 円/㎡、その他の建築物は 933,000,000 円を限度に 93,300 円/㎡とする（住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満の場合は対象外）。

- 4 I s の値が 0.3 未満の場合、次の算定式により、助成額を加算することができる。ただし、免震工法等特殊な工法により、単位面積当たりの単価に 93,300 円を採用した場合、又は耐震改修に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が 62,700 円/㎡（住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満の場合は 39,900 円/㎡、マンションで延べ面積 1,000 ㎡以上の場合は 56,900 円/㎡）に満たない場合は、加算をすることができない。

《算定式》

（加算の基礎となる額）×（助成対象費用に対する別表 1 による助成額の割合）
加算の基礎となる額の算出方法は下記（1）～（4）のとおり。

（1）（1）＝（耐震改修に要する費用）÷（延べ床面）

（2）（1）の単価と 85,500 円/㎡^{（※1）} のいずれか小さい単価

※1 住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満：59,850 円/㎡

マンションで延べ面積 1,000 ㎡以上：77,550 円/㎡

（3）（3）＝（（2）の単価）－62,700 円/㎡^{（※2）}

※2 住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満：39,900 円/㎡、

マンションで延べ面積 1,000 ㎡以上：56,900 円/㎡

（4）（加算の基礎となる額）＝（（3）の単価）×（延べ床面積）

加算の基礎となる額は、別表 1 の助成対象費用と合わせて 855,000,000 円以内（住宅にあつては 598,500,000 円、マンションにあつては 775,500,000 円以内）であること。また、助成対象費用に対する別表 1 による助成額の割合は 9/10（5,000 ㎡を超える部分については、11/20）を上限とする。

注意事項

※助成対象費用には、評定に要する費用を含みます。振込手数料、違反の是正に係る費用等は含まれません。

※助成対象費用には、消費税相当額を含みません。ただし、消費税相当額は申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は含むことができます。

（1）消費税法第 5 条第 1 項又は第 2 項に規定する納税義務者でないこと

（2）消費税法第 9 条第 1 項本文の規定により、消費税を納める義務を免除され、かつ、同法第 9 条第 4 項の規定による届出をしていないこと

※アスベスト関連の経費は、助成の対象外です。

アスベスト対策費用助成については、下記へお問い合わせください。

環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係（03-3578-2490）

～ 以下の事項については①、②共通です。～

●申請に必要な書類(補強設計・・・計、耐震改修工事・・・工と表記しています。)

補強設計及び耐震改修工事を契約、実施する約1ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を提出し、申請手続きをしてください。

	提出書類	要件	計	工	備 考
1	耐震改修工事等助成金一括設計審査申請書(第1号様式の2)	必要に応じ て提出	○	○	複数年度にわたる場合
2	一括設計審査表 (第1号様式の4)	必要に応じ て提出	○	○	複数年度にわたる場合
3	耐震改修工事等助成金 交付申請書 (第3号様式の2)	必ず提出	○	○	<u>*使用する印鑑は、助成金 請求書まで同一のものを使用 してください。</u>
4	消費税額確認書 (第3号様式の3)	必要に応じ て提出	○	○	消費税の納税義務者でない などで助成金に消費税相当 額を含む場合
5	建築物の確認通知書又は 検査済証の写し	必ず提出	○	○	*紛失等により提出するこ とができない場合は、港区 等が発行する「台帳記載事 項証明書」でも可とします。
6	既存建築物の法適合性 に係る報告書(区様式)	必要に応じ て提出	○	○	検査済証の交付がない場合
7	不動産全部事項証明書 (土地・建物)	必ず提出	○	○	区分所有建築物の場合は、 代表者のもの
8	土地所有者の承諾書	必要に応じ て提出	○	○	建物所有者と土地所有者が 異なる場合
9	法人全部事項証明書	申請者が 法人の場合	○	○	
10	区分所有者の集会の 議事録	区分所有建 築物の場合	○	○	・補強設計又は工事実施及び 助成金の申請を決議した内容 が記載されているもの ・申請者が区分所有者の集会 の議決等で決定された代表者 であることが分かるもの
11	共有者の合意書	共有建築物 の場合	○	○	・補強設計又は工事実施及び 助成金の申請について共有者 全員が合意している書類 ・申請者が共有者により合意 された代表者であることが分 かる書類
12	耐震診断の確認書、 又は評定書等の写し	必ず提出	○	○	

13	補強設計の評定書等の写し	必ず提出	/	○	
14	見積書の写し	必ず提出	○	○	補強設計又は工事費用の内訳(一式表示不可)が記載されているもの * 評定費用を含める場合は、評定申請費用・評定機関を明示してください。
15	工程表	必ず提出	○	○	助成申請書提出から完了報告書提出までの期間
16	年度ごとの出来高がわかる書類	必要に応じて提出	○	○	複数年度にわたる場合
17-1	建物に関する図面①	必ず提出	○	○	案内図、配置図、各階平面図、立面図等
17-2	建物に関する図面②	必ず提出	/	○	改修工事図面等
18	特定緊急輸送道路の図面及び建築物の高さ設定の図面	必ず提出	○	○	特定緊急輸送道路との関係が分かる立面図等
19	現況写真	必ず提出	○	○	・ 外観及び敷地の状況が確認できるもの ・ 特定緊急輸送道路と対象建物が確認できるもの ・ エキスパンションジョイントがある場合は、その部分

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※申請や完了等に提出する書類の中に誤字があった場合、訂正箇所には申請者の訂正印が必要になります。(管理組合の場合は、管理組合理事長印)

★一括設計審査(補強設計や耐震改修工事が複数年度にわたる場合)

補強設計や耐震改修工事が複数年度にわたる場合、国や都が事業費等の審査(一括設計審査)をするため、提出時期が限定される場合があること、また当該審査にかかる時間が2ヶ月程度かかる場合があります。事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせください。

●耐震改修促進法にもとづく認定等について

耐震改修工事の内容によっては、建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく建築物の耐震改修計画の認定、建築基準法の規定に基づく建築確認が必要な場合があります。

例えば、外壁などを厚く補強することで建築面積に増減が生じる場合などは該当する場合がありますのでご注意ください。

認定の申請をする場合は、事前に建築課建築企画担当にお問い合わせください。

●着手の届出

交付決定通知を受けた後は、補強設計又は耐震改修工事に係る契約を締結し、補強設計又は耐震改修工事に着手するとともに、速やかに次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震改修工事等着手届（第6号様式の2）
2	補強設計受託書又は工事受託書（契約書も可）の写し（原則、契約時の見積りの添付が必要です。）
3	補強設計者が耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面の写し（補強設計を行う者又は補強設計を行った者の建築士免許証の写し、建築士でない場合は経歴書） ＊補強設計者と耐震診断者が異なる場合は、耐震診断者について、耐震化推進条例第10条第1項に掲げる者であることを証する書面の写し

●申請内容の変更

交付決定通知を受けた後、事情により申請内容を変更するときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせの上、耐震改修工事等助成金交付変更承認申請書（第7号様式の2）（軽微な変更の場合は、耐震改修工事等助成金交付変更届（第7号様式の3））に変更内容に係る変更前及び変更後の書類を添付して提出してください。

●取りやめの届出

交付決定通知を受けた後、事情により補強設計又は耐震改修工事を取りやめるときは、耐震改修工事等取りやめ届（第10号様式の2）を提出してください。

●中間検査（耐震改修工事）

耐震改修工事の着手後は、診断受託者又は評定等を受けた補強計画を作成した建築士等による耐震改修工事の中間検査を受けてください。

中間検査を受けた後、次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震改修工事（中間・完了）検査報告書（第11号様式）
2	工事概要書及び耐震改修工事前と工事後がわかる図面
3	耐震改修工事の工程がわかる写真（工事前、工事中、工事後を含む）

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

●完了報告に必要な書類（補強設計）

補強設計が完了したときは、次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	補強設計完了報告書（第12号様式の2）
2	補強設計業者による補強設計報告書（耐震補強図面等含む）
3	補強設計の評定書の写し
4	補強設計業者による補強設計の請求書の写し（委任払い制度を利用する場合）
5	補強設計業者による補強設計の領収書の写し

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※年度ごとの出来高の完了報告が必要となります。

●完了報告に必要な書類（耐震改修工事）

耐震改修工事が完了したときは、診断受託者又は評定等を受けた補強計画を作成した建築士等による耐震改修工事の完了検査を受けてください。

完了検査を受けた後、次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震改修工事（中間・完了）検査報告書（第11号様式）
2	耐震改修工事完了報告書（第12号様式の3）
3	工事業者による耐震改修工事報告書（耐震補強図面及び工事写真等含む（工事前、工事完了後が分かるもの））
4	工事業者による耐震改修工事の請求書の写し（委任払い制度を利用する場合）
5	工事業者による耐震改修工事の領収書の写し
6	耐震化推進条例第10条に関する書類（耐震改修等実施報告書） ※延べ面積10,000㎡を超える建築物は、東京都への提出になります。

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※年度ごとの出来高の完了報告が必要となります。

●助成金の請求に必要な書類

助成金額確定通知を受けた後、次の書類を提出してください。

1	耐震改修工事等助成金請求書（第14号様式の2） *管理組合の場合は、必ず管理組合名義の口座にしてください。 *委任払い制度もご利用いただけます。
---	--

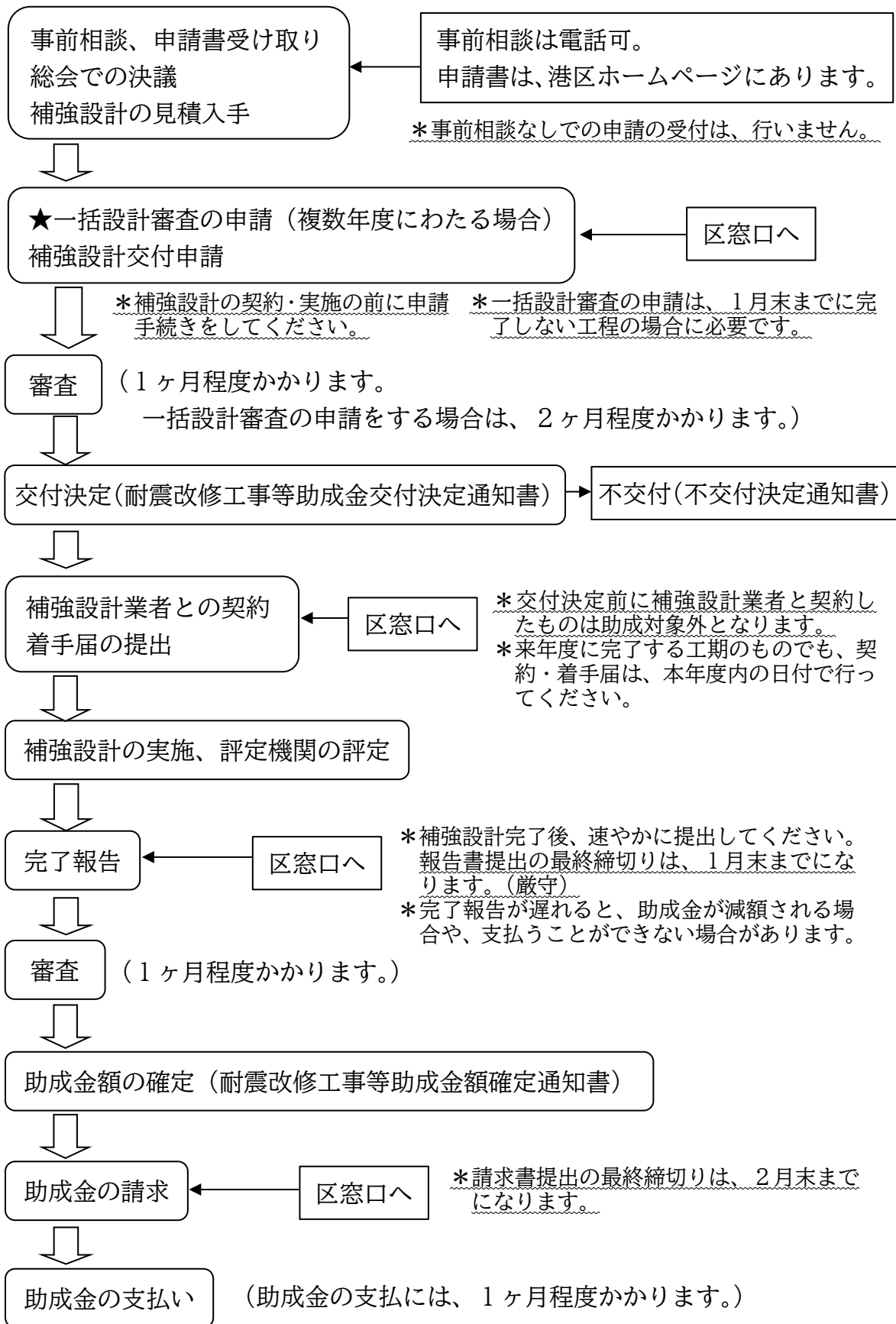
●取消事項

次に該当するときは、助成対象の決定又は交付決定を取消し、助成金を既に支払っている場合は返還をしていただきます。

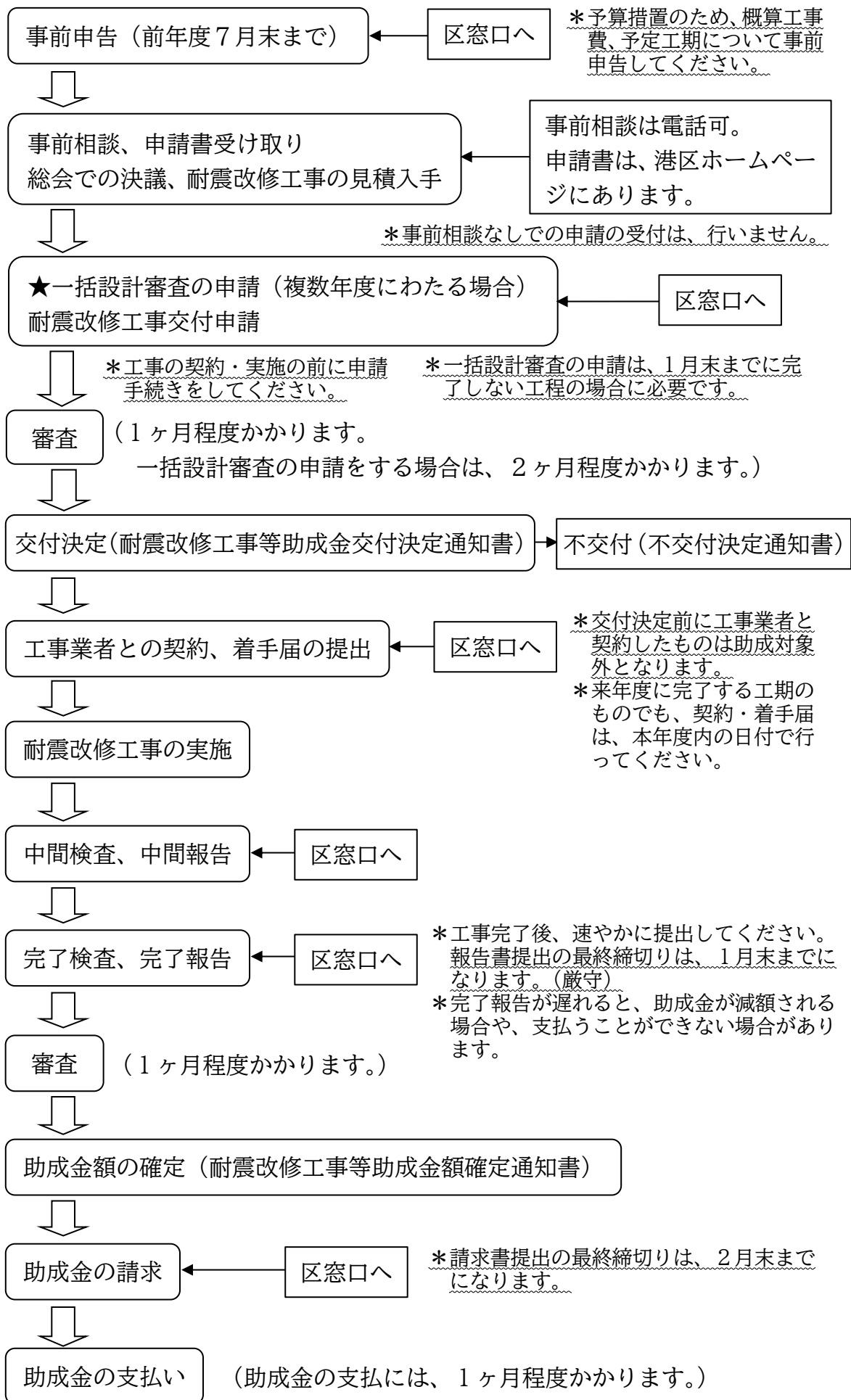
予定工期を遵守してください。予定工期内に完了できない場合、助成金を支払うことができない場合があります。

1	偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
2	助成金を他の用途に使用したとき。
3	法令又はこの事業の規定に違反したとき。
4	事情により補強設計や耐震改修工事を取りやめたとき。
5	予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
6	事業内容、事業費及び事情の変更等により助成金が減額になったとき。
7	助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
8	助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により、事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に助成金の交付を受けた事業は、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

●手続きの流れ（補強設計）



●手続きの流れ（耐震改修工事）



③特定緊急輸送道路沿道建築物の建替え・除却の費用助成

区内の特定緊急輸送道路沿道にある一定の基準を満たす非木造建築物について、建替え（除却工事を含んだもの。）又は除却を行う場合、費用の一部を助成します。
令和7年度内までに建替え又は除却に着手する建築物が対象です。

当事業は、予算措置のため、申請する予定年度の前年度7月末までに、概算の工事費、予定工期について事前申告が必要です。

また、申請が予算額に達した場合、受付を終了いたします。

助成を受ける方は地域防災協議会への加入に努めていただきます。

既に建替え工事、除却の契約をしたもの、既に建替え工事、除却を実施したもの、この制度等による助成を受けたことがあるものは申請できません。

申請の前にお問い合わせください。

港区役所 6階 建築課構造・耐震化推進係 TEL 03-3578-2845、2844

●対象となる建築物

1	特定緊急輸送道路沿道建築物であること。
2	耐震化指針に適合する事業であること。
3	耐震診断の結果、I s（構造耐震指標）の値が0.6未満相当であることについて、協定3団体の確認又は評定機関（P19 参照）が行う評定等を受けていること。
4	建替え後の建築物が、原則として省エネ基準に適合するものであること。

備考

- 1 耐震化指針とは、耐震化推進条例に定める沿道建築物の耐震化の実施についての技術的な指針をいいます。（平成23年東京都告示第713号）
- 2 特定緊急輸送道路沿道建築物とは、東京都耐震改修促進計画において定められた建築物で、特定緊急輸送道路に接する一定高さ以上のもの（P20 参照）をいう。

●申込対象

・対象となる建築物の所有者

（国、地方公共団体及びこれに準ずるものを除く。）

※区分所有建築物にあっては、管理組合又は集会の議決で決定された代表者

共有建築物にあっては、共有者全員によって合意された代表者

・マンション建替組合

（マンションの建替え等の円滑化に関する法律第5条第1項に規定するもの）

●助成内容

助成内容は次の表のとおりとする。（千円未満は切り捨て）

※別表 2

構造	建築物の用途	助成額
非木造	特定緊急輸送 道路沿道の建 築物	（建替え） 助成対象費用の 11 / 30 （ただし、5,000 m ² を超える 部分については、11 / 60）以内の額 （除却） 助成対象費用の 11 / 30 （ただし、5,000 m ² を超える 部分については、11 / 60）以内の額

備考

- 1 複合用途の建築物で住宅の占める割合が過半のものについては、賃貸マンションの助成の内容を適用する（分譲マンションを除く。）。
- 2 一の建築物が、構造上複数の棟に及ぶ場合は、原則として建築確認申請の取扱いに準じる。ただし、地震に対する安全性について、建築確認上、一の建築物の単位で判断することが適当でない等、特段の事由がある場合は、構造上の棟を単位とすることができる。
- 3 助成対象費用は、建替え・除却を受託した業者の見積額《A》及び次に掲げる単価《B》を用いて算出した金額の2つを比較して、いずれか小さい額とする。ただし、助成対象費用の算出については、10,000 m²を限度とする。なお、建替えの場合は、従前の建築物の延べ面積を用いて算出する。

単価《B》

建築物の用途	Is 値 0.3 以上	Is 値 0.3 未満相当
住宅及びマンションで 延べ面積 1,000 m ² 未満	39,900 円 / m ²	39,900 円 / m ²
マンションで延べ面積 1,000 m ² 以上	51,700 円 / m ²	56,900 円 / m ²
その他の建築物	57,000 円 / m ²	62,700 円 / m ²

免震工法等特殊な工法による場合で、マンションは 864,000,000 円を限度に 86,400 円 / m²、その他の建築物は 933,000,000 円を限度に 93,300 円 / m²とする（住宅及びマンションで延べ面積 1,000 m²未満の場合は対象外）。

- 4 Is の値が 0.3 未満の場合、次の算定式（次頁）により、助成額を加算することができる。ただし、免震工法等特殊な工法により、単位面積当たりの単価に 93,300 円を採用した場合又は建替え若しくは除却に要する費用（実際の工事費）の面積当たりの単価が 62,700 円 / m²（住宅及びマンションで延べ面積 1,000 m²未満の場合は 39,900 円 / m²、延べ面積 1,000 m²以上の場合は、56,900 円 / m²）に満たない場合は、加算をすることができない。

《算定式》

(加算の基礎となる額) × (助成対象費用に対する別表2による助成額の割合)

加算の基礎となる額の算出方法は下記(1)～(4)のとおり。

(1) (1) = (建替え又は除却に要する費用) ÷ (延べ床面)

(2) (1) の単価と 85,500 円/㎡^(※1) のいずれか小さい単価

※1 住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満: 59,850 円/㎡

マンションで延べ面積 1,000 ㎡以上: 77,550 円/㎡

(3) (3) = ((2) の単価) - 62,700 円/㎡^(※2)

※2 住宅及びマンションで延べ面積 1,000 ㎡未満: 39,900 円/㎡、

マンションで延べ面積 1,000 ㎡以上: 56,900 円/㎡

(4) (加算の基礎となる額) = ((3) の単価) × (延べ床面積)

加算の基礎となる額は、別表2の助成対象費用と合わせて 855,000,000 円以内
(住宅にあっては 598,500,000 円、マンションにあっては 775,500,000 円以内)
であること。

助成対象費用に対する別表2による助成額の割合は 9/10 (5,000 ㎡を超える部分については、11/20) を上限とする。

注意事項

※助成対象費用には、評定に要する費用を含みます。振込手数料は含まれません。

※助成対象費用には、消費税相当額を含みません。ただし、消費税相当額は申請者が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は含むことができます。

(1) 消費税法第5条第1項又は第2項に規定する納税義務者でないこと

(2) 消費税法第9条第1項本文の規定により、消費税を納める義務を免除され、かつ、同法第9条第4項の規定による届出をしていないこと

※アスベスト関連の経費は、助成の対象外です。

アスベスト対策費用助成については、下記へお問い合わせください。

環境リサイクル支援部環境課環境指導アセスメント係 (03-3578-2490)

●申請に必要な書類(建替え・・建、除却・・除と標記しています)

建替え、除却を契約、実施する約1ヶ月前までに、次の各号に掲げる書類を提出し、申請手続きをしてください。

	提出書類	要件	建	除	備考
1	耐震改修工事等助成金一括設計審査申請書(第1号様式の2)	必要に応じて提出	○	○	複数年度にわたる場合
2	一括設計審査表(第1号様式の4)	必要に応じて提出	○	○	複数年度にわたる場合
3	耐震改修工事等助成金交付申請書(第3号様式の2)	必ず提出	○	○	*使用する印鑑は、助成金請求書まで同一のものを使用してください。

4	消費税額確認書 (第3号様式の3)	必要に応じて提出	○	○	消費税の納税義務者でない などで助成金に消費税相当 額を含む場合
5	建築物の確認通知書 又は検査済証の写し	必ず提出	○	○	*紛失等により提出するこ とができない場合は、港区等 が発行する「台帳記載事項証 明書」でも可とします。
6	不動産全部事項証明 書(土地・建物)	必ず提出	○	○	区分所有建築物の場合は、代 表者のもの
7	法人全部事項証明書	申請者が 法人の場合	○	○	
8	土地所有者の承諾書	必要に応じて提出	○	○	建物所有者と土地所有者が 異なる場合
9- 1	管理組合の規約	区分所有建 築物の場合	○	○	
9- 2	区分所有者の集会の 議事録	区分所有建 築物の場合	○	○	・ 建替え又は除却及び助成 金の申請を決議した内容が 記載されているもの ・ 申請者が区分所有者の決 議等により合意された代表 者であることが分かるもの
10	共有者の合意書	共有建築物 の場合	○	○	・ 建替え又は除却及び助成 金の申請について共有者全 員が合意している書類 ・ 申請者が共有者により合 意された代表者であること が分かる書類
11	耐震診断の評定書等 の写し	必ず提出	○	○	
12	補強設計の評定書等 の写し	必要に応じて提出	○	○	補強設計を行った場合
13	見積書の写し	必ず提出	○	○	建替え又は除却費用の内訳 (一式表示不可)が記載され ているもの
14	工程表	必ず提出	○	○	助成申請書提出から完了報 告書提出までの期間
15	年度ごとの出来高が わかる書類	必要に応じて提出	○	○	複数年度にわたる場合
16	既存建物に関する図 面	必ず提出	○	○	案内図、配置図、各階平面図、 立面図等
17	新築建物の設計図書、 確認済証の写し	必ず提出	○	／	設計概要、配置図、各階平面 図、立面図等

18	新建築物が省エネ基準に適合することが分かる書類	必ず提出	○		住宅性能評価書、建築物省エネ法第 27 条に基づく省エネ性能の説明書等
19	特定緊急輸送道路の図面及び建築物の高さ設定の図面	必ず提出	○	○	特定緊急輸送道路との関係が分かる立面図等
20	既存建物の現況写真	必ず提出	○	○	・ 外観及び敷地の状況が確認できるもの。 ・ 特定緊急輸送道路と対象建物が確認できるもの。 ・ エキスパンションジョイントがある場合は、その部分

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※申請や完了等に提出する書類の中に誤字があった場合、訂正箇所には申請者の訂正印が必要になります。(管理組合の場合は、管理組合理事長印)

★一括設計審査（建替えや除却工事が複数年度にわたる場合）

建替えや除却工事が複数年度にわたる場合、国や都が事業費等の審査（一括設計審査）をするため、提出時期が限定される場合があること、また当該審査にかかる時間が2ヶ月程度かかる場合があります。事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせください。

●着手の届出

交付決定通知を受けた後は、建替え・除却工事に係る契約を締結し、建替え・除却工事に着手するとともに、速やかに次の各号に掲げる書類を提出してください。

1	耐震改修工事等着手届（第6号様式の2）
2	除却工事・新築工事受託書（契約書も可）の写し（原則、契約時の見積りの添付が必要です。）

●申請内容の変更

交付決定通知を受けた後、事情により申請内容を変更するときは、事前に建築課構造・耐震化推進係にお問い合わせの上、耐震改修工事等助成金交付変更承認申請書（第7号様式の2）（軽微な変更の場合は、耐震改修工事等助成金交付変更届（第7号様式の3））に変更内容に係る変更前及び変更後の書類を添付して提出してください。

●取りやめの届出

交付決定通知を受けた後、事情により建替え・除却工事を取りやめるときは、耐震改修工事等取りやめ届（第10号様式の2）を提出してください。

●完了報告に必要な書類

工事が完了した後、次の各号に掲げる書類を添えて提出してください。

1	建替え・除却工事完了報告書（第12号様式の4）
2	新築建物の検査済証の写し（建替えの場合）
3	工事業者による除却工事、建替え工事の請求書の写し（委任払い制度を利用する場合）
4	工事業者による除却工事、建替え工事の領収書の写し
5	工事写真等（工事前、工事完了後がわかるもの）
6	耐震化推進条例第10条に関する書類（耐震改修等実施報告書） ※延べ面積10,000㎡を超える建築物は、東京都へ提出になります。

※その他、確認のために必要と認められる書類等を求めることがあります。

※年度ごとの出来高の完了報告が必要となります。

●助成金の請求に必要な書類

助成金額確定通知を受けた後、次の書類を提出してください。

1	耐震改修工事等助成金請求書（第14号様式の2） ＊管理組合、建替組合の場合は必ず組合名義の口座にしてください。 ＊委任払い制度もご利用いただけます。
---	--

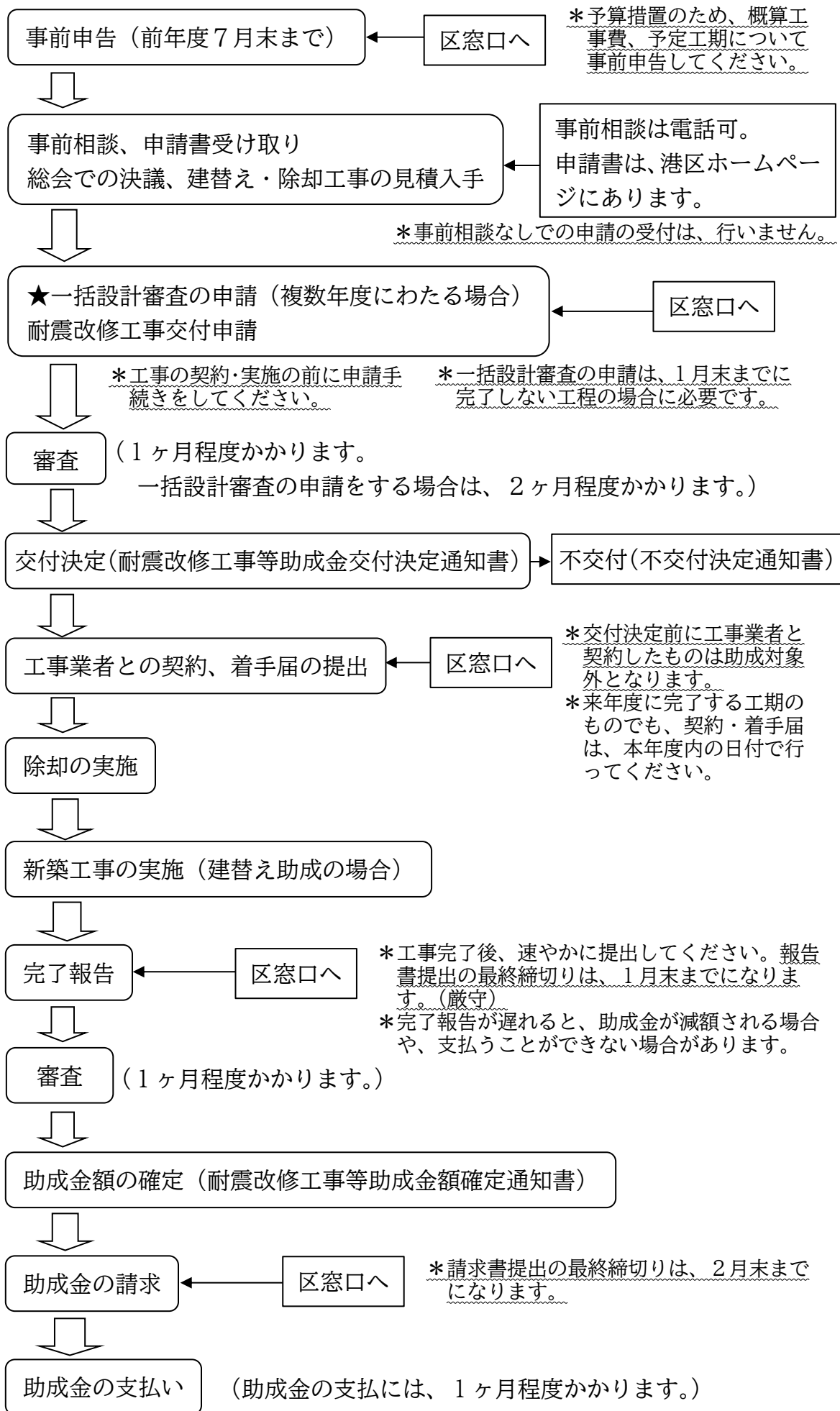
●取消事項

次に該当するときは、助成対象の決定又は交付決定を取消し、助成金を既に支払っている場合は返還をしていただきます。

予定工期を遵守してください。予定工期内に完了できない場合、助成金を支払うことができない場合があります。

1	偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
2	助成金を他の用途に使用したとき。
3	法令又はこの事業の規定に違反したとき。
4	事情により建替え・除却を取りやめたとき。
5	予定の期間内に着手せず、又は完了しないとき。
6	事業内容、事業費及び事情の変更等により助成金が減額になったとき。
7	助成金の交付が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるとき。
8	助成金の交付決定後、天災地変その他事情変更により、事業（一括設計審査（全体設計）の承認を受けた事業のうち、全体設計（各年度事業）について既に助成金の交付を受けた事業は、当該全体設計（全体事業）における残りの年度の事業を含む。）の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

●手続きの流れ



協定3団体

協定3団体	ア 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 イ 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 J S C A東京 ウ 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構
-------	---

評定機関

評定機関	ア 一般社団法人 東京都建築士事務所協会 イ 公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター ウ 一般財団法人 日本建築防災協会 エ 一般社団法人 建築研究振興協会 オ 一般財団法人 ベターリビング カ 一般財団法人 建築保全センター キ 一般社団法人 構造調査コンサルティング協会 ク 日本E R I 株式会社 ケ 株式会社 東京建築検査機構 コ 一般社団法人 日本建築構造技術者協会 サ 特定非営利活動法人 耐震総合安全機構 シ 一般財団法人 日本建築センター ス 株式会社 都市居住評価センター セ 株式会社 確認サービス ソ アウェイ建築評価ネット 株式会社 タ ビューローベリタスジャパン株式会社 チ ハウスプラス確認検査 株式会社 ツ 公益社団法人 ロングライフビル推進協会 テ 日本建築検査協会 株式会社 ト 株式会社 グッドアイズ建築検査機構 ナ 株式会社 建築構造センター ニ 一般社団法人 耐震技術広域連携協議会
------	---

凡例
 特定緊急輸送道路
 〓 : 首都高速道路
 〓 : 首都高速道路以外

新 宿 区
 千 代 田 区
 中 央 区
 港 区
 目 黒 区
 品 川 区
 江 東 区

青山通り
 六本木通り
 明治通り
 目黒通り
 桜田通り
 第一京浜
 日比谷通り
 海岸通り

1 : 10,000

高さ (L/2)

中央

45°

前面道路※ (L)

特定建築物

税制上の優遇措置について

<耐震改修工事を実施する場合>

耐震改修工事を実施した場合に、次のような税制上の優遇措置を受けられる場合があります。工事を検討する際には、あらかじめ対象工事の要件や必要書類・手続きについて、それぞれの問合せ先へ確認してください。

固定資産税・都市計画税（都税）

- 耐震改修工事を行った住宅の固定資産税の減額
 - ・減額期間は改修完了日よりそれぞれ異なります。
 - 耐震改修工事を行った住宅にかかる固定資産税・都市計画税の減免
 - ・減免期間は改修完了日よりそれぞれ異なります。
- （ただし現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（※）が必要となります。）

問合せ先 <港都税事務所 電話 5549－3804>

（ ※現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書
⇒建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行します。 ）

所得税（国税）

- 住宅の耐震改修工事を行った場合に、要件を満たしていれば所得税が軽減されます。（ただし住宅耐震改修証明書^{（＊）}が必要となります。）

問合せ先 <芝税務署 電話 3455－0551>
<麻布税務署 電話 3403－0591>

（ ＊住宅耐震改修証明書
⇒耐震改修に関する部分の証明書は建築士、指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関が発行します。 ）